

宝塚市告示第 227 号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和6年（2024年）11月29日

宝塚市長 山崎晴恵

1 対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号及び第2号に規定する特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当するものを除く。）

2 定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称

一般社団法人 兵庫県計量協会

（神戸市中央区下手通6丁目3番28号 兵庫中央労働センター内）

3 定期検査を行う区域

武庫川左岸地域

※切畑字長尾山1番地～8番地、10番地～13番地、17番地を含む。

4 定期検査の実施の期日

令和7年（2025年）1月9日から令和7年（2025年）2月18日まで（土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び休日を除く。）の期間

5 定期検査の場所

当該特定計量器の所在の場所

6 検査手数料

検査に伴う検査手数料は、宝塚市計量事務手数料条例（平成22年3月31日条例第10号）に定められた検査手数料を指定定期検査機関に直接納付すること。